

International Association of  
**Educating Cities**  
Association Internationale des  
**Villes Éducatrices**  
Asociación Internacional de  
**Ciudades Educadoras**



教 育 都 市  
国 際 協 会

教 育 都 市 憲 章



## 教育都市憲章

1990年にバルセロナで開催された第一回教育都市国際会議に代表を送った都市は、都市における教育推進のための基本原則を最初の憲章に収めた。これは、都市の住民達の発展はなりゆき任せにしておけないという信念から始まったものである。この憲章は第三回国際会議（1994年、ボローニャ）及び第八回会議（2004年、ジュネーブ）で新たな挑戦や社会の必要性に合う問題の提起をするために見直しが行われた。

当憲章は、世界人権宣言（1948年）、経済・社会・文化的権利に関する国際規約（1966年）児童の権利に関する協定（1989年）全ての人への教育についての世界宣言（1990年）及び文化の多様性に関する世界宣言（2001年）に基づいている。

### 前文

かつてないほど、今日は大都市も小都市も教育のための無数の可能性を備えているが、それと同時に非教育的な勢力や惰性に陥ってしまうこともあり得る。都市は、何らかの形で総合的な養成・教育のための重要な要素を提示している。都市は複雑な制度を持つと同時に、永続的、複数で、多面的かつ非教育的な要因に立ち向かう実力のある教育の行為者である。

教育都市は、それが所在する国に同化しながら、独自の個性を持っている。このためそのアイデンティティは、属する国土と依存関係を成している。それは又、同じ地域や都市および他諸国など周囲にある都市部と関係を持つ都市でもある。それが常に目的とするところは、学び、交換し、分かち合うことなので、住民の生活を豊かにすることとなる。

教育都市はこの機能を、従来からのそれ（経済、社会、政治及び公的業務の提供）と併行して実行・展開しなければならない。その狙いとするところは住人全員の養成、振興と発展にある。児童と若者に対して優先的に応対はするものの、全ての年代に対しての終生教育も導入する確固たる意思をも持っている。

この職務を正当化する事由は社会、経済、政治的なものであり、特に効果的で共有可能な文化・教育プロジェクトである。次に述べる事が二十一世紀の大きなチャレンジとなる。第一に、教育、各個人に「投資」することによって、各人が持っている人的可能性を、その独自性、創造性および責任をもって、表現、言明また展開させる。第二に、全員が尊重されていると感じることが出来ると共に、他人に対しても尊敬の念を持って対話が出来るような、完全に平等な条件を作り上げる。第三番目に、除外のない真の知識社会を街から

街へと建設できるように可能な要因を全て組み合わせる。このためには、いろいろな必要性があるが、とりわけ、全ての街がその発展に役立つ情報・通信社会に容易にアクセスできるように準備しなければならない。

教育都市は、正規な教育機関、あるいは正規ではないもの（正規教育外での教育意図）および非公式な（意図的でも計画的でもない）介入でもって、経験の交換を実現するために双方または多岐な面から協力するものとする。協力の精神でもって、直接の協力又は国際的な組織と協力して、研究または投資プロジェクトを相互で支持するものとする。

人類は一つの変化の時期ではなく、時期の真の変化を生きている。人々は、経済・社会プロセスのグローバル化から発生してくる挑戦と可能性に対して批判精神でもって適応しかつ積極的に参加し、複雑な世界の中にある地域社会から介入し、又政治・経済力の中心からの膨大かつ統制されている情報を目前にして、自立を維持できるように養成されるべきである。

他方では、児童と青少年はもはや、社会生活、それゆえ都市の、受身の主人公ではなくなってしまった。1959年の世界人権宣言の原則を発展させ結びつけたと考えられる、1989年11月20日の国連条約で彼等に公民権および政治的な権利が与えられたことにより、彼らは完全な権利を持つ市民となった。このため、その成熟度に従って、結集したり参加したりすることが出来る。

都市内での児童と青少年の保護については、その条件を特権的なものにするだけではない。その上、市民として異なる世代間の共同生活を取り仕切ることによって市民として満足している数名の成人の傍に、実際彼等に該当する場所を見つけてやるのが肝要である。二十一世紀初めには、児童も成人も同様に、生涯を通じて常に更新される養成を必要としている。

グローバルな市民権は、グローバルな民主的な空間が存在しないまま、多くの国で効果的であると同時に真正な社会および文化を尊重する民主主義が達成しないまま、また伝統をより多く含む民主主義がその制度の質について満足できないまま、形成されつつある。このような状況で、世界諸国の国民は、完全に民主的な市民権を体験且つ堅固なものにするための基盤として、又倫理的市民的な価値を形成し、様々な形で形成することの出来る複数の政府を尊重し、上質な代表・参加のメカニズムを刺激することを通じて平和な共同生活を振興する者として、地元の次元から行動するべきである。

多様性は現在の都市に内在するものであり、将来的に増加することが予想されている。このため、教育都市の挑戦の一つはアイデンティティと多様性の間の均整と調和を振興する

ことにある。そこでは、構成している自治体からの寄与、及びそこに住んでいる人達が権利として固有の文化的アイデンティティが認められていると感じられるように考慮するものとする。

我々は不確実なために安全が優先される世界に住んでおり、しばしば他人を否定しお互いに不信感を感じている。教育都市はこのことを自覚しており、単純な一方的な解決案は求めておらず、矛盾を認め、知識や対話また参加のプロセスを、不確実さの中で共に共存するための最良な道として提案している。

という訳で、教育都市への権利は教育への基本的な権利の効果的な延長として理解されるべきと主張するものである。形成中の教育時期および成人の生活の中で、都市の資源と形成力と、教育・労働・社会制度の通常な発展との間に、真の融和が起こるべきである。

教育都市への権利は、全ての人々の中の平等、社会正義および領土的な均衡の原則の重要な保証であるべきだ。

これは、教育都市の原則を地方政治のプロジェクトに入れることによって、都市が内蔵する全ての教育の可能性を開発するという意味で、地元の政府の責任を強調することとなる。

## 原 則

### 1. 教 育 都 市 へ の 権 利

—1—

都市の全ての住民は、都市が提供する養成、訓練および人的開発のための手段と機会を、自由平等な条件の下で享受する権利がある。教育都市への権利は基本的人権の延長として、全ての人々に教育への権利を与えることを提案する。教育都市はその住人が最も様々な面で終生養成を受けられるように、永続的にその約束を更新していくものとする。それを可能なものとするために、全てのグループは個々の必要性に留意しなければならない。

計画時点で、市政府は平等に権利を施行することを妨げるような物理的なバリアも含めて、あらゆるタイプの障害物を取り除くために必要とされる手段を講じるものとする。自治体と都市と関連のあるその他の当局の双方が、この責任者となるものとする。又、この事業には市民が個人レベルで、あるいは異なった形で属している協会を通じて関わるものとする。



—2—

都市は、理解と国際的な連帯としての協力および世界平和のために、多様性の中での教育を振興するものとする。あらゆる形の差別と闘う教育である。表現の自由と文化的多様性および平等な条件の下での対話に味方をするであろう。起源の区別なく、前衛的な事業であれ大衆文化であれ受け入れるものとする。排除的な商業主義によって作られた文化振興で不平等が出てくれば、その矯正に貢献するものとする。

— 3 —

教育都市は、世代間の対話を単なる平和な共同生活と言う形でだけではなく、異なった年代の人達の間での共通で分かち合えるプロジェクトを探すべく、振興するものとする。これ等のプロジェクトは、正に世代間にまたがる性格のものであり、異なった年齢の人達が持っている特有な能力と価値観を利用することに意義があるような、市民主導の活動の実現へと向かっていなければならない。

— 4 —

教育的な性格を持つ市政は常に社会正義、民主的な公民精神、生活の質及び住民の振興を広義に考えた内容のものとする。

— 5 —

自治体は教育に割り当てられた権限を効果的に行使するものとする。権限の行使にあたってはそれがいかなる内容のものであれ、正規教育、正規でないものおよび非正規なもの全てにわたって、様々な文化的表明、情報源あるいは都市で実現される行事を発見するルートであれ、広汎にわたる革新的な教育政策を打ち出さなければならない。

都市行政の役割は、国や地方行政の適宜な法的見解を得た上で、明らかに可能性のある地方行政を打ち立てて、その効果を評価することにある。

—6—

適切な活動を実現するために、市政の責任者は住民の状況および必要性について性格な情報を持たなければならない。この意味で、調査・研究を行うことにより状況の現状化が保持され、それは公示され、個人や団体が具体的な提案や政策一般を表明することが出来るような永続的な伝達手段を設立するものとする。

同時に、自治体はその責任下にある全ての分野での決定プロセスにおいて、それが教育と養成に与えるインパクトを考慮するものとする。

## 2. 都市の約束

—7—

都市は独自の複雑なアイデンティティを見つけ、保持し提示しなければならない。これが都市を特有のものとし、都市内および他の都市との豊かな対話のための基本となる。その習慣と起源についての評価は、国際的な生活形態と相容れるものでなければならない。このようにして、周囲の自然や社会環境を損なうことなく、魅力的なイメージを提供することが出来よう。

同時に、都市で使われている言語を、統合の要素また人々の間を結ぶ要因として、それ等を知り、学び、使用するよう推進するものとする。

—8—

都市の変貌と成長では、新たな必要性と、過去からの存在を明白に示す建造物やシンボルの永続とを調和よく行わなければならない。都市計画は、全ての個人の進展、及び彼等の個人的また社会的な希望や野心が統合されたものに、大きな衝撃を与えるということを留意しなければならない。世代落差や、大いに学ぶところがある文化の差異による分離が起こらないよう行動しなければならない。

物理的な都市空間の整備では、アクセス、出会い、関係、ゲームおよび娯楽の必要性と、自然により近づくなどの点を留意するものとする。教育都市は、都市計画、施設、サービスに関して、身体の不自由な人達の必要性に特に注意を払うことによって、動作に限度がある人達が最高の自立を棄権しないで済むように、優しく気配りをすることによって、それを保証するものとする。

— 9 —

教育都市は、批判的であり且つ責任負担をするという見地から、市民参加を推進するものとする。このために、地方行政体は必要とされる情報を提供して、オリエンテーション、倫理・公民の価値観に基づく養成活動を繰り広げるものとする。





又同時に、行政、民間・社会組織団体でのプロジェクトへも市民の参加を勧める。この際、私的な主導及びその他任意の参加の形も考慮するものとする。

－ 1 0 －

都市行政は、住人、特に児童と青少年には特別の配慮をして、彼等の個人的、社会的、道徳的及び文化的な発展に適した空間、設備および公共サービスを備えなければならない。

－ 1 1 －

都市は住民全体の良質な生活レベルを保証しなければならない。これは、数ある権利の中で住居、仕事、娯楽および公共輸送機関への権利の他に、周囲の自然環境とのバランス及び健康な環境への権利となる。同時に健康のための教育、持続可能な発展のためのいい実行例に住民全体の参加を仰ぐ等、積極的に推進を行うものとする。

－ 1 2 －

都市の構造と体制の中で明示された教育プロジェクトと暗黙の内のもの、都市が促進する価値観、提供する生活の質、組織される催し物、準備されるあらゆるタイプのキャンペーンまたはプロジェクトは、人々の個人的にまたは集団としての成長を助けるために必要とされる手段と共に、意見および参加の対象になるだろう。

### 3. 人々の総合的なサービス

－ 1 3 －

自治体は、児童や青少年が何らかの仲介なしに受けた文化、リクリエーション、情報、広告の提案や、その他のタイプのものあるいは現実が受けたインパクトを評価するものとする。場合によっては、規制されることなく、道理にかなう説明又は解釈に至れるような行動に着手する。それを発見するために、保護の必要性和自立の間にバランスがあるようにと心がける。また、新奇なものが生み出すものを完全に受け止められるように、都市間の交流も含めた、養成や討論が提供される。

－ 1 4 －

都市は家族が養成を受けることによって、お互いに尊重する中で、息子や娘が成長して都



市について理解できるようになるように図る。同様な意味で、都市の中で、教育者一般と、しばしば自身では気がついてはいないが教育的な役目を果たしている人達（個人または公共サービス員）のために、養成の提案を展開させるものとする。同じく、自治体に直属する安全警備隊や民事防衛組織が前述の提案通りに活動するように図るものとする。

－ 1 5 －

都市は、住民に、彼等が社会の中である立場を占めると言う見通しを提供しなければならない。彼等に個人的また職業教育のためのオリエンテーションに必要とされる助言を与え、社会活動に参加できるようにする。教育 - 仕事関係という具体的な面では、教育計画と労働市場の必要性の間に存在するべき緊密な関係を指摘することが重要である。

この意味では、都市は社会の需要を考慮して養成戦略を決め、職場を作り、終生続く正規または正規でない性格の養成活動において、労働組合と企業家に協力する。

－ 1 6 －

都市は、自分達に害を及ぼす排斥と差別のメカニズムと一見そう見えるやり方について自覚の上で、必要とされる肯定的な政策を展開するであろう。特に、都市を自分の街のように感じる権利を持っている、最近着いたばかりの移民や避難民を応対するものとする。各地区とあらゆる条件の住民の間の社会的団結を推進するために努力を傾けるものとする。

－ 1 7 －

不平等の解決に向かう介入は多岐な形を取ることが出来るが、各人の関心事項と全員と関係する権利とから構成されている人物のグローバルなビジョンから始めるべきだろう。重要な介入は全て、関与している行政機関とそのサービスとの間のコーディネーションが保証されていなければならない。又、行政と、いわゆる第三セクターと呼ばれる機関、NGO及びそれに類似した協会に自由で民主的に組織された民間の社会とが協力するように振興するものとする。

－ 1 8 －

都市は参加及び市民の通信の形として、協会設立の増進を図るものとする。これは、自治体のサービスへの活動を誘導して、人々の社会、道徳及び文化的な発展のための情報、材料とアイデアを得てかつ普及させるためである。同時に、決断、計画及び協会組織に伴う業務のプロセスに参加するための養成に貢献するものとする。





－ 1 9 －

自治体は十分に分かり易い情報を保証して、住民が情報を得るように刺激するべきだ。現在ある大量の情報を選んで理解して扱うことの意義を考慮して、教育都市は皆の手の届く所にある手段を提供するものとする。自治体は特定の応対を必要とするグループを識別し、専門的な情報、指導及びサポートを自由に利用できるように提供する。

同時に、情報・通信の技術養成用のプログラムを、あらゆる年齢および社会グループのために組む。その目的とするところは、新しい形での除外に対して闘うと言うものである。

－ 2 0 －

教育都市は、自治体のために必要性が増大している目標として、価値観に関する養成と民主的な市民権の実行、即ち、公共なもの、プログラム、財産及び業務への尊重、許容、参加、責任および関心を、住民全体に提供しなければならない。

\*\*\*\*\*

この憲章はその中に表明されている価値観および原則の全てに同意する都市の約束を表現している。憲章自身の改革には柔軟であると明示しており、将来的に急速な社会の変革が要求する観点は拡大されるべきものとする。